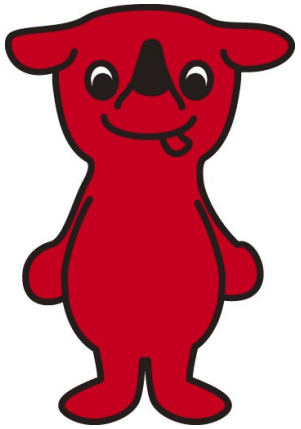
令和８年９月

千葉県の再犯防止に向けた取り組みについて



チーバくん

千葉県
健康福祉部健康福祉指導課

第二次千葉県再犯防止推進計画 概要

計画の概要

1　計画の策定趣旨・目的

・ 就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたる再犯防止に関する施策の推進のため、国の刑事司法関係機関、県、市町村、民間団体等、地域が一丸となって取り組むための指針

・ 再犯防止推進法（平成２８年１２月施行）第８条第１項に基づく地方再犯防止推進計画として、「千葉県再犯防止推進計画」を策定

2　基本理念

・ 犯罪や非行をした人たちも様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」であることを理解し、その人が社会で孤立することなく、県民の協力を得て地域で支えられながら円滑に社会復帰することを通じて「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図る。

・ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で犯罪をした人等を地域社会の一員として迎え支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進。

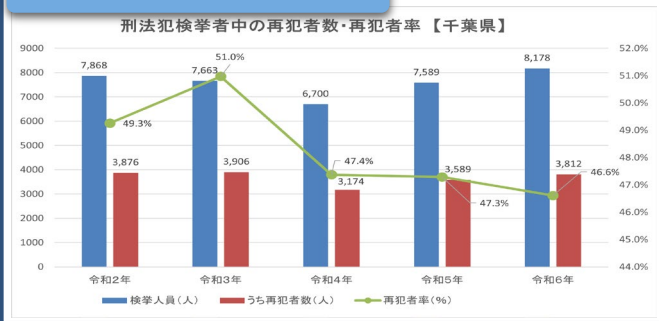
3　基本的な方向性

・ 第二次千葉県再犯防止推進計画は、第一次計画で掲げた重点課題（施策）に引き続き取り組むとともに、第一次計画での取組を振り返る中で明らかとなった今後力を入れて取り組むべき施策を踏まえ、国の第二次再犯防止推進計画（令和５年３月策定）を勘案し策定した。

4　計画期間

令和８年度から令和１２年度の５年間

本県の再犯防止を取り巻く状況



県内の検挙人員は令和２年から６年にかけてほぼ横這いであり、再犯者の割合（再犯者率）は5割前後を推移している。

計画の目標

県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施するとともに、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穏を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」が実現することを目標とする。

計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

学識経験者や刑事司法関係機関、民間団体、行政機関等を構成員とする「千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、関係者間の情報共有を通じて関係機関の連携を図るとともに、再犯防止のための施策を推進するうえでの課題等を共有し、解決策を協議するなど、再犯防止のための取組を進める。

2 進行管理及び今後の展開

第二次千葉県再犯防止推進計画の推進に当たっては、「千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、各取組を実施する機関からの報告や、本計画の成果指標等の数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、その中で明らかとなる課題等について、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、必要な施策や対応を検討し、取り組んでいく。

具体的な取組

県の役割　：　関係機関や団体が連携して、支援対象者のニーズに合わせて必要な支援を行える体制づくり

このことを踏まえ、以下の重点課題（施策）に取り組む。

1　社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題（施策））

犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進　　出口支援及び入口支援の充実

矯正施設からの要請により、矯正施設から出所・出院後に福祉的な支援を要する人に対し、釈放前に中核地域生活支援センター等の福祉の相談支援機関が矯正施設内で面談を行い、本人の状態や支援ニーズを把握し、釈放後ただちに生活支援につなげていくことができる相談支援**(出口支援)**を、第一次計画での実績及び成果を踏まえ、第二次計画でも引き続き実施する。

☆支援実績：82人に対して延べ112回の面談を実施。（令和4年1月から令和7年9月まで）
本人辞退のケースを除き、ほとんどのケースで、最終的に住居及び就労先等を確保。

また、検察等からの要請により、矯正施設への入所まで至らない福祉的な支援を要する人に対する支援**（入口支援）**についても、そのスキーム及び県や関係機関・団体として寄与できる方策等を検討する。

2　個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

（１）地域による包摂の推進

国との適切な役割分担のもと、**上記１の出口支援で培ったノウハウを市町村をはじめ関係機関・関係団体へ周知し、共有すること等により、**個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつなぎ、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みを強化・充実する。それにより、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する。

（２）社会における居場所の確保

・ 本人の能力や適性に応じた就労先の確保
・ 住居の確保、住民票の再取得に関する市町村への情報提供・情報共有
・ 生活基盤確立に必要な手続きへの支援　等

（３）保健医療・福祉サービスの利用の促進

・ 福祉や医療を必要とする人に対する相談、利用可能なサービスの紹介
・ 薬物依存に関する相談、治療・回復プログラムの開催、家族への支援、自助グループ等の紹介
・ アルコール・ギャンブル依存等への支援

（４）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

・ 児童生徒が抱える様々な問題に対する各種相談
・ 学校等と連携した立ち直り支援
・ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

（５）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

様々な特性に応じた支援の実施

・ 少年・若年者
・ 悩みを抱える女性
・ 発達上の課題を有する人
・ ストーカー加害者
・ 暴力団からの離脱支援
・ 性犯罪者　他

（６）民間協力者の活動の促進　広報啓発活動の推進

・ 保護司等の更生保護ボランティアの活動に対する支援
・ 社会を明るくする運動の推進

犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備について

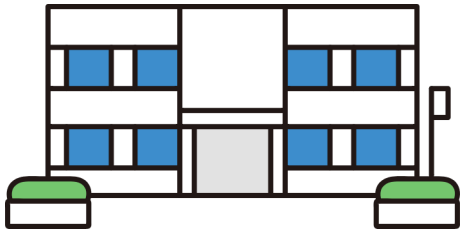
1.支援の流れ



支援対象者

スクリーニング

相談支援



矯正施設等

支援依頼



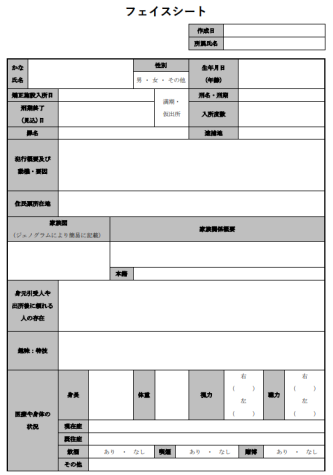
千葉県

支援要請



相談支援機関等





2-1. 支援の対象となる人

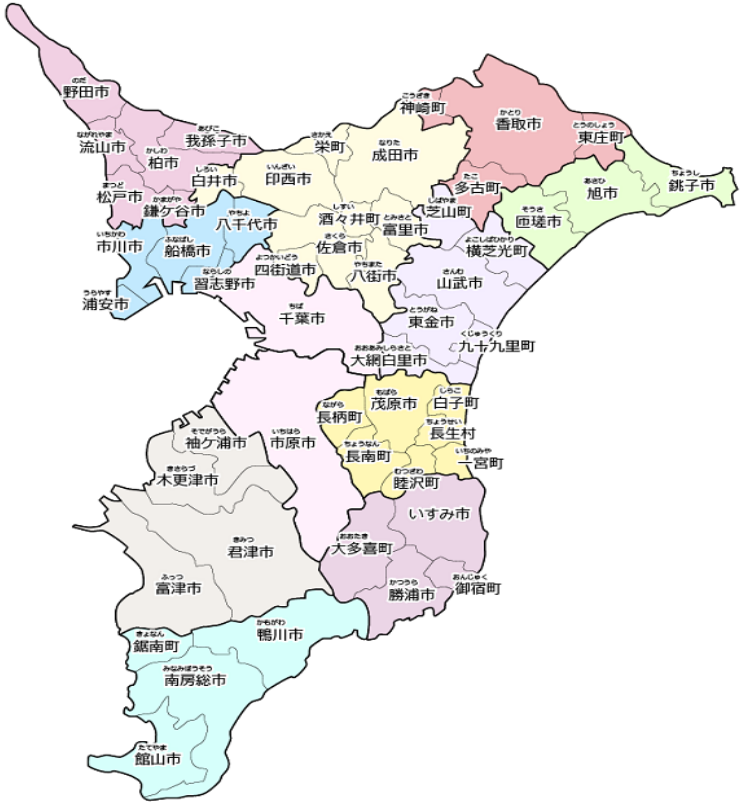
①関東矯正管区内の刑務所・少年院の入所・入院者



出典：関東矯正管区パンフレット

年齢は問わない

②千葉県にゆかりがあり、千葉県に帰住を希望する人

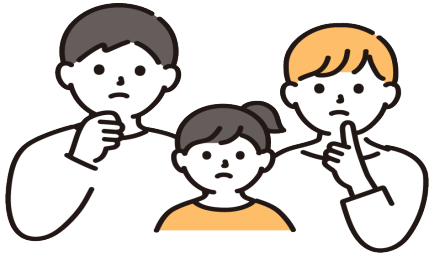


出典：千葉県ホームページ

2-2. 支援の対象となる人

③地域生活定着促進事業（特別調整・一般調整）の対象外だが、なんらかの福祉的支援が望ましい人

家族等の関係が複雑である



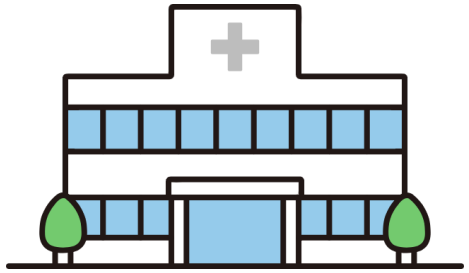
頼れる人がいない



社会適応の困難さ（手帳の有無を問わない）



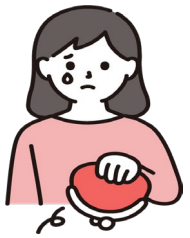
医療が必要



住まいがない



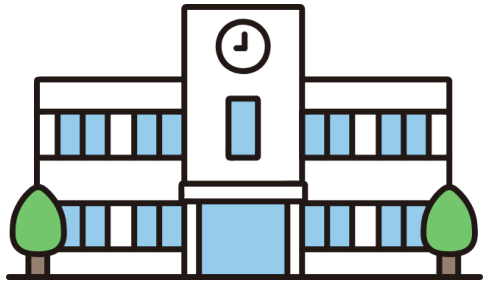
生活に困窮している



高齢の親からの自立が必要



社会的な居場所が無い



※保護観察対象者を含む

※あくまで一例です

3. 支援に携わる人

相談支援機関

- 中核地域生活支援センター職員
- 障害者基幹相談支援センター職員

刑事司法機関等

- 矯正施設等の職員（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士、刑務官、法務教官等）
- 保護観察官

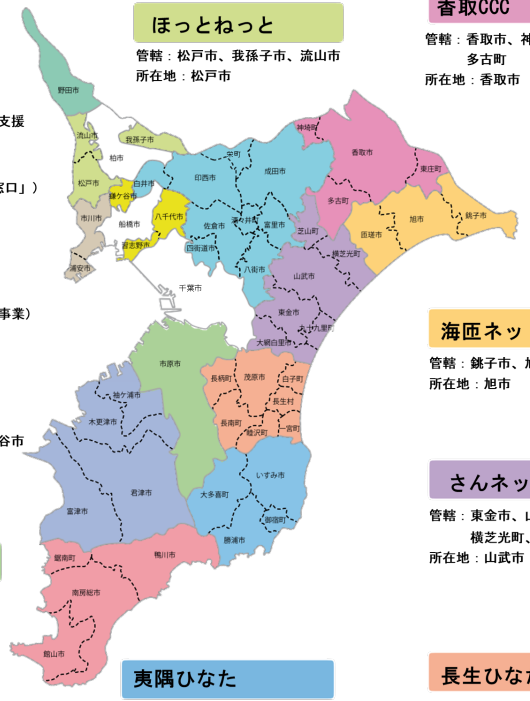
行政機関

- 県、市（再犯防止施策担当者、児童相談所）

3.(参考)中核地域生活支援センター

千葉県中核地域生活支援センター等一覧

町村部を担当する中核センターは、あわせて町村の生活困窮者自立支援事業を運営しています。
柏市の「あいネット」、船橋市の「さーくる（circle）」は、各市の自立相談支援事業です。船橋市の「ふらっと船橋」は、障害者総合支援法にもとづく基幹相談支援センターです。令和６年度からは「千葉市福祉まるごとサポートセンター」、市川市よりそい支援事業における他機関協働等事業者である「がじゅまる＋」も連絡協議会に参加しています。



のだネット
管轄：野田市
所在地：野田市

くらっち
管轄：市川市、浦安市
所在地：市川市

がじゅまる＋
（市川市よりそい支援事業）
他機関協働・アウトリーチ・参加支援

さーくる（circle）
（船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」）
管轄：船橋市
所在地：船橋市

基幹相談支援センター ふらっと船橋
（船橋市障害者（児）総合相談支援事業）
管轄：船橋市
所在地：船橋市

まるっと
管轄：習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
所在地：習志野市

いちはら福祉ネット
管轄：市原市
所在地：市原市

君津ふくしネット
管轄：木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市
所在地：富津市

あいネット
（柏市地域生活支援センター）
管轄：柏市
所在地：柏市

ほっとねっと
管轄：松戸市、我孫子市、流山市
所在地：松戸市

すけっと
管轄：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
所在地：佐倉市

香取CCC
管轄：香取市、神崎町、東庄町、多古町
所在地：香取市

海匝ネットワーク
管轄：銚子市、旭市、匝瑳市
所在地：旭市

さんネット
管轄：東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、九十九里町、芝山町
所在地：山武市

夷隅ひなた
管轄：いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町
所在地：いすみ市

長生ひなた
管轄：茂原市、白子町、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町、長生村
所在地：茂原市

ひだまり
管轄：館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
所在地：館山市

千葉市福祉まるごとサポートセンター
管轄：千葉市
所在地：千葉市

4．支援のスケジュール

在所・在院中

出所・出院

（保護観察終了）

（保護観察期間）

スクリーニング
本人同意

面談①

面談②



支援①
（面談～出所・出院）

支援②
（出所・出院～地域に安定するまで）

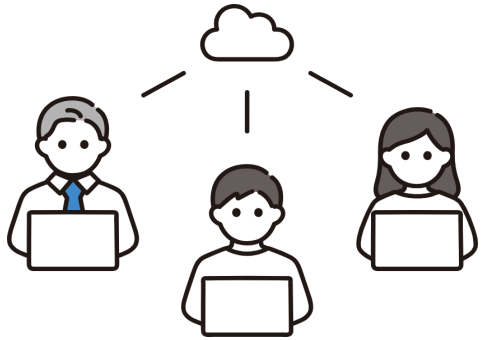
支援依頼

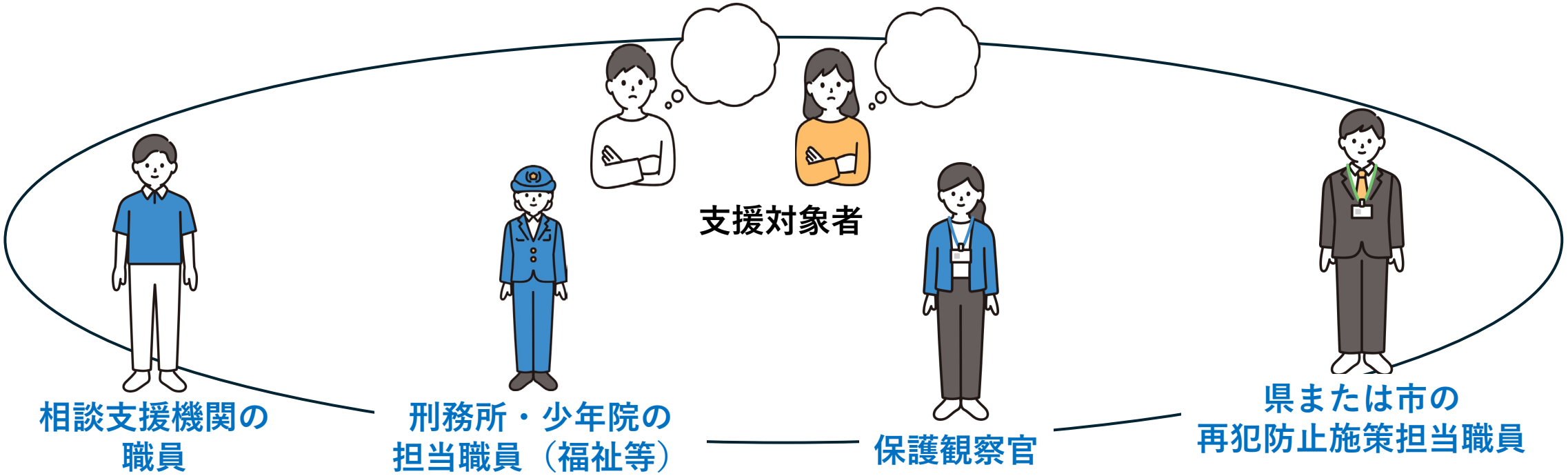
5. 在所・在院中面談

対面面談



オンライン面談





6. 面談の流れ

約１２０分

約３０分　約６０分　約３０分

面談前打ち合わせ

本人を交えた面談を行うにあたり、
顔が見える状態で、
関係者間で情報共有を行う。

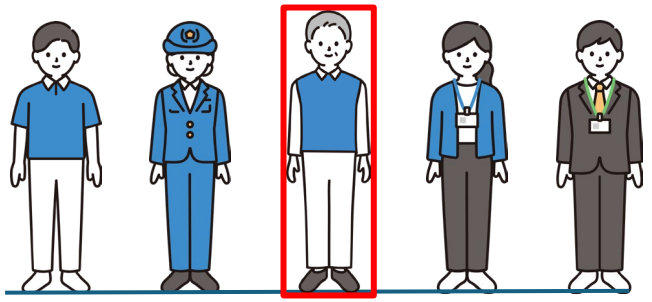
本人を交えた面談

本人の支援ニーズ把握のため、
出所・出院後の帰住希望地や
帰住形態、就労意欲、
医療受診の必要性等、
様々な情報を聴取する。

面談後打ち合わせ

面談の結果を踏まえ、
支援の方向性について
協議し、役割分担等に
ついて確認を行う。





支援対象者

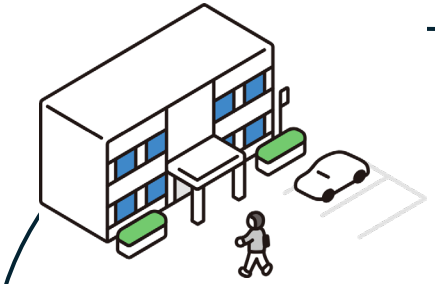


7-1. 具体的な支援内容（相談支援機関等）

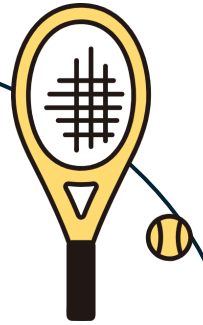
入所・入院中　　出所・出院　　地域への定着



住まい探し



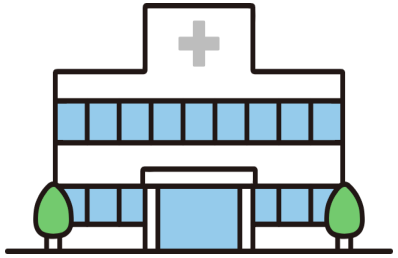
行政手続き



日中の居場所づくり



保護司または保護観察官
との面談への同席



通院先の調整
通院同行



家族等との連絡



仕事探し
協力雇用主のもとでの
就労に関する助言



金銭管理等の支援



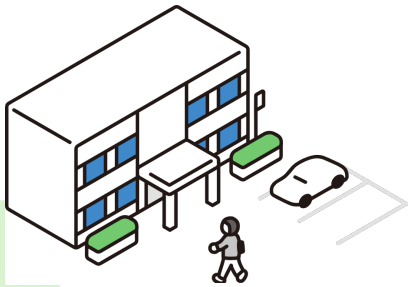
買い物等の支援

※あくまで一例です

7-2. 具体的な支援内容（県の役割）



相談支援機関等



保護観察所

連携

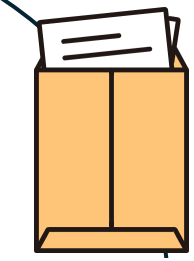
費用弁償



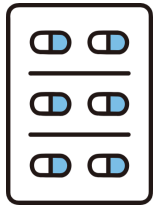
面談



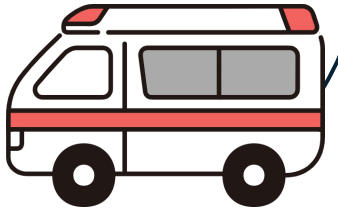
各種手帳等の申請



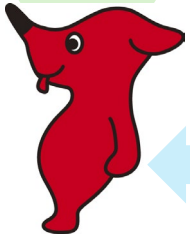
関係書類の交付



医療用品等の交付

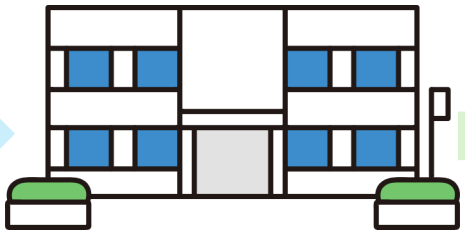


保護移送



千葉県

連絡調整



矯正施設等

実施



支援対象者

※あくまで一例です

8. 支援実績

【令和４年１月から令和７年９月までの取組状況】

年度	受理数	延べ面談回数
令和３年度※	5 人	6 回
令和４年度	30 人	41 回
令和５年度	24 人	36 回
令和６年度	12 人	16 回
令和７年度※	11 人	13 回
計	82 人	112 回

※　令和３年度は令和４年１月～３月までの３か月

　　令和７年度は令和７年４月～９月までの６か月

「第二次千葉県再犯防止推進計画」より



ご清聴ありがとうございました